

# 泉南市暴力団排除条例

## 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、泉南市（以下「市」という。）における暴力団の排除の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する必要な事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と安心を確保するとともに、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

暴力団は、従来の薬物の密売等の資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加え、近年は建設業、不動産業、金融・証券市場への進出を図るなど、企業活動を装った一般社会での活動を活発化させています。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）では、暴力団という団体のうち、一定の要件に該当するものを「指定暴力団」「特定抗争指定暴力団」として指定し、当該暴力団の構成員による一定の反社会的な行為を規制しています。

本条例は、泉南市が行う事務及び事業並びに泉南市の区域における事業活動又は市民の生活に生じる不当な影響を地域社会から排除するために、市民、事業者、市が一体となって活動に取り組むことを目的としており、その対象は指定された暴力団に限定せず、広く暴力団の構成員としています。

本条は、本条例の内容の要約と目的について明確に示したものであり、「市民」とは市内に居住する人、在勤又は在住する人をいい、「事業者」とは市内で事業又は活動を行う個人又は法人をいいます。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるものをいう。

- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 関係機関 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた団体その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする機関又は団体をいう。
- (6) 公共工事等 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供のうち本市が発注するものをいう。

【解説】

本条は、市民、事業者及び市がこれから暴力団の排除を協力して推進していく上で、その意識や認識を共有するため、本条例を通して必要となる重要な用語について定義づけしています。

(第1号・第2号)

「暴力団」とは、法第2条第2号に規定されている「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体」を言います。また、「暴力団員」とは同条第6号に規定されている当該「暴力団の構成員」を言います。

(第3号)

「暴力団密接関係者」とは、暴力団の構成員ではないが暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、具体的には、自己若しくは第三者の利益を図るなどの目的をもって暴力団又は暴力団員を利用した者、暴力団又は暴力団員の活動を助長し、又は運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者、暴力団員が役員等を勤める事業所、またそれを知りながらこれを相手方として契約を締結する者などが該当します。なお、その詳細については、別に規則で定めることとなります。

(第4号)

「暴力団事務所」とは、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第6号に規定されている「暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分」を言います。なお、暴力団事務所については、同条例第18条において学校や保育所等の公共施設の敷地から周囲200メートル以内での新規開設・運営が禁止されており、また同条例第19条等では、不動産の譲渡または貸付をしようとする者の責務として、暴力団事務所として利用されることを知った場合は不動産の譲渡又は貸付をしてはならないと定められています。

(第5号)

「関係機関」とは、法32条の3第1項に規定されている大阪府公安委員会により指定

された公益財団法人大阪府暴力追放運動推進センターをはじめ、暴力団の排除に関する施策を推進する上で連携が必要となる国や他の都道府県警察など大阪府以外の行政機関及び地域住民による自主的に暴力団の排除活動を行う団体を言います。

(第6号)

「公共工事等」とは、建設業法で規定されている土木工事一式、建築工事一式、電気工事、管工事、舗装工事、しゅんせつ工事などをはじめとする28工事業種を指します。

「役務の提供」とは、設計委託業務や計画策定支援業務をはじめとするサービスの提供にかかる業務を指します。個々の税法や通達等が対象となる「役務の提供」の範囲等を明確に規定している場合もありますが、「役務の提供」自体を明確に定義している法令等はありませんので、それが「役務の提供」にあたるかどうかは、個々の事例によって判断していくことになります。

#### 【参考】

##### 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第32条の3 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

##### 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

6 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第18条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(不動産の譲渡等をしようとする者の責務)

第19条 何人も、自己が譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする府の区域内に所在する不動産(以下「不動産」という。)が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

##### 建設業法(昭和24年法律第100号)

(定義)

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表(省略)第一の上欄に掲げるものをいう。

#### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であるという共通認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して

資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団事務所の存在を許さないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら、地域社会全体として推進されなければならない。

【解説】

本条は、地域全体で暴力団の非社会性を共通認識し、暴力団の排除活動を市民、事業者及び市が一丸となって展開していく、暴力団排除活動に係る基本概念を定めた理念条項です。

暴力団を恐れない、暴力団に対して利益の供与をしない、暴力団を利用しないとした暴力団排除・暴力団追放における、いわゆる「三ない運動」に、暴力団事務所の存在を許さないことを加え、市域から暴力団を排除するための市民、事業者及び市の基本的な姿勢を示しています。

暴力団の排除を実現するためには、警察を中心とした行政機関のみの取り組みだけでは不十分であり、市民や事業者と連携協力して、従来の「警察対暴力団」から「地域対暴力団」という構図への転換が不可欠です。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める暴力団の排除についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、大阪府(大阪府警察本部及び市の区域を管轄する警察署を含む。以下同じ。)他の市町村、関係機関、市民及び事業者と相互に連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。

【解説】

本条は、泉南市からの暴力団の排除を実現するために市が果たすべき責務を規定しています。市が単独で暴力団の排除を行うのではなく、国、大阪府及び近隣市町はもとより、市民や事業者とも相互に連携を図りながら、社会全体で暴力団を孤立させていく総合的な施策を効果的に推進する必要があります。

(第1項)

「暴力団の排除に関する総合的な施策」とは、市が行う事務及び事業からの直接的な排除と青少年に対する教育や暴力団排除のための活動に関する知識の普及啓発などの間接的な排除、またそれらを組み合わせた多種多様な施策を言います。

(第2項)

暴力団排除のための施策を推進していく中で、市は、暴力団に関するさまざまな情報を入手することが考えられます。このような情報を得た場合には、大阪府と情報を共有することにより、警察による暴力団員の取締りのほか、大阪府が行う暴力団の排除のための施策等に反映させるなど、大阪府と市が連携して効果的な暴力団の排除を推進することが可能となります。

「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報だけでなく、暴力団の活動実態に関する情報や暴力団事務所等の組織実態に関する情報も含まれます。

#### **（市民及び事業者の責務）**

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら主体的に暴力団の排除のための活動に取り組むとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**2** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

**3** 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

#### **【解説】**

本条は、暴力団の排除に関する市民と事業者の役割の重要性を踏まえ、市民と事業者の責務について定めたものです。

#### **（第1項）**

暴力団の排除を実現するためには、警察をはじめとした行政機関の取り組みだけでは不十分であり、市民や事業者が責任をもって自主的に取り組むとともに、相互の連携を図り一体となって活動を展開していく必要があります。そのため、市が推進する施策にできる範囲で積極的に協力することを努力義務として規定しています。

#### **（第2項）**

事業者は、市民と同じ責務を有しますが、さらに市が推進する施策に積極的に協力する必要があるため、努力義務ではなく、「協力するものとする」と義務度が高い規定となっています。これは、事業者の事業活動が暴力団の不当な行為の対象となりやすく、また暴力団の排除について毅然とした対応をする必要があるため、その社会的責任の重さから導かれるものです。

#### **（第3項）**

市民及び事業者は、社会生活を営む中で、暴力団に関するさまざまな情報を得ることがあります。こうした情報を得た場合には、市へ情報提供することによって市の施策等に反映させて、地域の実情に応じた暴力団排除を推進できるようにするため、市民と事業者の責務として定めたものです。

**【参考】**

大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）

（府民及び事業者の責務）

第 5 条第 3 項 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供しよう努めるものとする。

**（市民及び事業者に対する支援等）**

**第 6 条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りながら主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。**

**2 市は、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性について理解を深めることにより暴力団の排除の機運が醸成されるよう、積極的な広報及び啓発を行うものとする。**

**【解説】**

本条は、暴力団の排除に取り組む市民や事業者に対して、市が行う支援について定めたものです。

（第 1 項）

市民及び事業者が暴力団の排除のための活動を行うにあたり、市民等が独自の力で行おうとしても必要な情報や知識が不足しているため、そこには限りがあり実効性に乏しいものになりがちです。そのため市が保有する暴力団に関する情報や暴力団排除に関する知識など、活動に資する必要な支援を行うこととします。

「必要な支援」とは、暴力団の活動実態や犯罪情勢などの情報提供のほか、暴力団員に対する対処方法に関する相談、指導及び助言、各種暴力団の排除活動の行事に関する協力・後援、暴力団排除のためのマニュアル整備への助言、優れた取組みや効果的な取組みの紹介などが挙げられます。

（第 2 項）

市民及び事業者が暴力団排除の活動に対する理解を深めて、地域全体で暴力団排除の機運が徐々に作り上げられていくよう、市が暴力団排除に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団排除に関する知識が蓄積できるよう、啓発活動に取り組んでいきます。

「機運が醸成」されるための具体的な手段としては、不当な行為の防止に関する知識の普及を目的として、市広報紙やホームページを活用した広報活動、また関係機関が作成したポスター、パンフレットの配布、配架が考えられます。

**(市が行う契約からの暴力団の排除)**

**第7条** 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が市が行う売買、賃借、請負その他の入札による契約（以下「契約」という。）の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならない。

(1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

**【解説】**

暴力団の排除を率先して行うべき市が、その実施する事務及び事業において、暴力団を利用することは許されません。本条は、市が実施する事務及び事業のうち、とりわけ公共工事にかかる契約について必要な措置を講ずることを規定したものです。

契約にあたり、市との直接の契約の相手方はもちろんのこと、その契約相手方がさらに行う下請負契約者、再委託者、原材料や資材の購入契約者など、当該契約の履行に必要な関連契約の締結者についても排除の対象とします。

**【参考】**

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

**(市が行う契約からの暴力団の排除に関する措置)**

**第8条** 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2) 市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格を有すると認められた者（以下本条において「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該有資格者を市が行う契約に係る入札に参加させないこと。

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、必要

に応じ、その旨を公表すること。

(4) 市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 市が行う契約について、契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該契約を解除すること。

(6) 市が行う契約について、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求めること。

(7) 前号の場合において、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、契約相手方との当該契約を解除すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市が行う契約からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、市が行う契約に係る入札の参加資格の登録を希望する者、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、その旨を公表することができる。

#### 【解説】

市は、市が行う入札による契約について、暴力団を利することにならないよう、暴力団員、暴力団密接関係者に該当するいずれの者についても、市の契約の相手方(当該契約の下請負等の契約者も含めて)にしないという強い意思のもと、本条ではそれに反する場合の措置について定めています。

(第1号)

暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者については、市が行う入札に参加するために必要な資格を与えません。

(第2号・3号)

市が行う入札に参加するために必要な資格を認められた場合であっても、後日、情報提供等により当該有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められる場合は、市が行う入札に参加させず、その旨を公表することとします。



(第4号)

第3号に規定する公表の措置を逃れるために、市が行う入札に参加するための資格者としての登録を取り下げた者、また取り下げてから一年を経過しない者のうち、暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められる場合には、その旨を公表することとします。

(第5号)

入札等により契約を締結した後においても、当該契約の相手方が暴力団委員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該契約を解除します。

(第6号)

入札等により契約を締結した後においても、当該契約の履行に必要な関連契約の提携者(下請負人等)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、まずは直接の契約の相手方へ当該関連契約の解除を求めることとします。

(第7号)

前号に基づき、市から直接の契約の相手方へ当該関連契約の解除を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、直接の当該契約を解除します。

(第2項・第3項)

市長は、本条に定める1号から8号までの措置を行うため、市が行う契約に係る入札の参加資格の登録を希望する者、契約の相手方又は下請負人等に対し、誓約書の提出を求めることができます。また、誓約書を提出した者が暴力団又は暴力団密接関係者であると判明した場合には、その旨を公表することとします。

**(市が行う契約に関する不当介入)**

**第9条 何人も、市が行う契約において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)をしてはならない。**

**2 契約相手方及び下請負人等は、市が行う契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。**

**【解説】**

(第1項)

市が行う契約の適切な履行において、事実関係及び社会通念に照らして、合理的な理由が認められない不当又は違法な要求や適正な履行を妨げる行為を不当介入行為と位置づけ、厳格に禁止します。不当介入の事例として自動販売機の設置強要や下請工事の参入強要などが挙げられます。

(第2項)

市の契約の相手方や下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者によりそのような不当介入を受けた場合において、速やかに市へ報告することを義務付けるものです。できるだけ早期に報告を行わせることによって、警察と市が早期に不当介入の事態を把握し、契約者等を保護することをめざします。

#### (公の施設の使用等からの暴力団の排除)

第10条 市長、市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下本条において「市長等」という。)は、設置した公の施設の使用又は利用(以下本条において「使用等」という。)が暴力団を利すると認められるときは、当該公の施設の使用等を許可しないことができる。

2 市長等は、当該公の施設の使用等の許可をした後において、その使用等が暴力団を利すると認められるときは、当該使用等の許可を取り消し、又は使用等を中止させることができる。この場合において、当該使用等の許可の取消し又は使用等の中止に係る者にいかなる損害が生じても、市長等は、その損害の賠償の責めを負わない。

#### 【解説】

暴力団の排除を率先して行うべき市が、その実施する事務及び事業において、暴力団を利することは許されません。本条は、市が実施する事務及び事業のうち、とりわけ公の施設の指定管理者(使用等許可権者)が行う当該施設の使用等の許可について、必要な措置を講ずることを規定したものです。

地方自治法において、公の施設とは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり、その利用に際しては不当な差別的な取扱いをしてはならないと規定されています。しかし、暴力団が行う行事や興行の開催は、暴力団の勢力誇示行為であるとともに、資金源獲得の活動の一環であり、これらの行為に公の施設が利用されることとなれば、公の施設の利用目的に疑念が生じます。

施設の使用許可権者は、暴力団が公の施設を利用することにより利益をもたらすことがないように必要な措置を講ずる責務を有します。公の施設の利用からの暴力団の排除については、暴力団員個人の私的な利用を対象とするのではなく、暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとき、又は暴力団の活動を助長すると認められるときに、公の施設の使用等を許可せず、また許可した場合であっても使用等の許可を取り消し、若しくは使用等の中止を命ずることができることを定めたものです。

#### 【参考】

## 地方自治法

(公の施設)

- 第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

### (市の事務及び事業からの暴力団の排除)

**第 11 条 市は、前 4 条に規定するもののほか、市が行う事務及び事業において暴力団を利用することとならないよう、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずることにより、市の事務及び事業から暴力団の排除を図るものとする。**

#### 【解説】

暴力団の排除を率先して行うべき市が、その実施する事務及び事業において、暴力団を利用することは許されません。本条は、第 7 条から第 10 条までに規定した市が行う契約並びに公の施設の使用等の許可以外の事務及び事業について、必要な措置を講ずることを規定したものです。

「市が行う事務及び事業」とは、法令並びに他の条例及び規則等に基づき行う許認可、補助金等の交付などの事務がありますが、その中には、制度の趣旨に鑑みて事務及び事業の相手方が暴力団員のみをもって、一律に排除することが適当でないものや、市が行う許認可事務であるものの、その欠格事由は法律によって定められているものなどがあります。このような場合においては、法律等により地方公共団体へ委任された事務であり暴力団の排除に関して市が裁量権を有するか、当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるのか、暴力団の排除の実効性はあるのかなどを総合的に勘案した上で、それぞれの事務及び事業ごとに妥当な措置を検討した上で講ずる必要があります。

### (青少年の健全な育成)

- 第 12 条 市、市民及び事業者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導及び啓発が、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、必要な支援又は協力を努めるものとする。**
- 2 市は、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、青少年の育成に携わる者が青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し必要な支援を行うものとする。

## 【解説】

暴力団は、社会に悪影響を及ぼす存在であるにもかかわらず、近年、暴力団員を主人公とした映画や漫画が流行するなど、暴力団を美化するような風潮が蔓延しています。それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団に対する誤った認識を直させ、暴力団の実態を正しく理解させることが必要です。これにより青少年が暴力団からの犯罪被害に遭うなどの不当な影響と暴力団への加入を未然に防止することを目的としています。

### （第1項）

青少年が暴力団に加入しないよう、暴力団の影響を受けないようにするため、また暴力団による犯罪に巻き込まれないようにするため、市や市民の地域社会全体（地域ぐるみ）で青少年に対し、暴力団の排除の重要性を理解させるための指導や助言等の適切な措置を講ずることについて規定しています。

### （第2項）

大阪府暴力団排除条例第17条では、青少年の育成に携わる者の青少年に対する責務が定められています。市では、そのような青少年の育成に携わる者が適切な指導、助言が行えるよう、大阪府をはじめとする関係機関と協力して、青少年の保護者や青少年関係指導者などに対して、必要な支援を行うことを定めています。

「必要な支援」とは、青少年の育成に携わる者が指導等を行うために必要な支援であり、大阪府警察や大阪府暴力追放運動推進センターを通じて行う、暴力団犯罪の実態教育に必要な資料や啓発教材などの提供や講師派遣などを言います。

## 【参考】

### 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）

（青少年に対する指導等のための措置）

第17条 府は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導又は啓発が、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （勧告及び公表）

第13条 市長は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかったと認められるときは、規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

【解説】

(第1項)

第9条2項において、市の契約の相手方や下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者によりそのような不当介入を受けた場合は、速やかに市へ報告することを義務付けて警察と行政が早期に不当介入の事態を把握し、契約者等を保護するよう規定しているにもかかわらず、正当な理由なく報告をしなかった場合には、契約者等に対し、指導又は勧告を行うことができることを定めています。

(第2項・第3項)

さらに当該勧告に従わなかった場合は、適切な手続きを経た上で、当該契約者の公表を行うことができることを規定しています。

【参考】

泉南市行政手続条例(平成12年泉南市条例第22号)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(個人情報収集及び提供)

第14条 泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号)第2条第3号に規定する実施機関(以下本条において「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人及び本人以外から必要な個人情報(同条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を必要かつ最小限の範囲で収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察に提供することができる。

【解説】

暴力団の排除を迅速に、かつ適切に行うためには、各行政機関の情報共有は不可欠です。

そのため、市は泉南市個人情報保護条例に基づき、本人又は本人以外の者から情報を収集して大阪府警察へ提供することができることを規定しています。しかし提供する場合は、同条例第8条第3項に基づき、大阪府に対し、当該個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとします。

#### 【参考】

##### 泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）をいう。

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者の権限を行う市長及び議会をいう。

（利用及び提供の制限）

第8条第3項 実施機関は、第1項各号の規定のいずれかに該当することにより外部提供を行う場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

#### （委任）

**第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。**

#### 【解説】

この条例の実効性を確保するために、本条例に規定する事項のほかに条例の実施に関する詳細事項について規則を定めることを規定したものです。

#### 附 則

**この条例は、平成25年7月1日から施行する。**

#### 【解説】

この条例の内容を市民等へ周知するため、及びび大阪府警察と運用にかかる詳細協議を行うため、条例の施行までに3ヶ月程度の期間を設けています。